

**令和5年度 滋賀地方最低賃金審議会
第2回滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会
議事録**

開 催 日 時	令和5年10月17日(火) 9時30分～11時54分
開 催 場 所	大津労働基準監督署 会議室
出 席 状 況	公益代表委員 出席3人 (定数3人) 労働者代表委員 出席2人 (定数3人) 使用者代表委員 出席3人 (定数3人) 事務局 4人
出 席 者	公益代表委員 石井利江子 木下康代 佐野洋史 労働者代表委員 相澤三千代 濱崎 浩 使用者代表委員 枝國聡司 中村 淳 西田保夫 事務局 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主 要 議 題	・滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議 事 録	別紙のとおり

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、「令和5年度 第2回 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会」を開催します。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、報告します。

公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名の計8名の出席です。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上が出席していますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、佐野部会長にお願いします。

○部会長

おはようございます。

第2回目の専門部会となりますので、全会一致で結審いただけるよう、皆様、ご協力をよろしくお願いします。

本日は、事務局から資料説明等をしていただいた後、前回に続き、個別協議を

進めて行きたいと思います。

それでは、事務局は、資料等の説明をお願いします。

○事務局（指導官）

それでは、本日の資料について説明させていただきます。

資料 No. 1 は、令和 5 年度 特定（産業別）最低賃金結審状況(窯業・土石製品製造業関係)となっております。

本日までにおきまして、佐賀局が結審しているという状況となっております。

資料につきましては、以上です。

○部会長

ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

○各委員

〔質問、意見等上がらず〕

○部会長

特にないようですので、議題の「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

それでは、前回に引き続いて、労・使に分かれて、個別協議を行います。

まず、労働者側から協議を行います。

検討の時間は、どのくらい必要でしょうか。

○労働者代表委員

15分お願いします。

○部会長

それでは、9時50分から労働者側との個別協議を始めます。

控え室について、事務局から説明してください。

○事務局（室長）

個別協議に当たりまして、労働者側は4Fの雇用均等室調停室を、使用者側は5Fの労働基準部長室を用意しております。

辰巳指導官が労働者側代表委員を、浜口監督官が使用者側代表委員をご案内いたします。

○部会長

では、ここから休会といたします。

委員の皆様、控室にご移動をお願いします。

【専門部会休会】

〔労働者各側に分かれての個別協議〕

【専門部会再開】

○部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は、「最低賃金を引き上げて、他産業への人材の流出を防ぎたい。」というお考えの中で、連合のパートの賃上げ額を基準に金額提示がありました。

使用者側としては、「滋賀県の産業の主要4企業の業況」等を基に、今年の当産業の引き上げ額を参照に金額の提示がありました。

しかし、今回は合意には至りませんでした。

次回は、第3回の専門部会になります。全会一致による金額決定を目指して、
労・使ともご協力をお願いします。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしくお願いします。

その他、各委員から何かありましたらお願いします。

○各委員

〔意見等上がらず〕

○部会長

最後に事務局から何かありますか。

○事務局（室長）

最終の第3回の専門部会は、10月30日（月）午前9時30分から、場所が変わりまして、この庁舎6階の滋賀労働局共用会議室で開催いたします。お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いいたします。

○部会長

次回は最後の専門部会ですので、全会一致に向けた歩み寄りをいただきますよう、よろしくお願いします。

これで、「第2回 窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会」を終了します。

お疲れ様でした。